就学援助制度Q&A

1　申請について

・申請理由や添付書類等の詳しい内容が知りたい。

長崎市ホームページで公開しております。

「長崎市　就学援助」で検索し、必要な添付書類の欄を確認してください。

・申込みは毎年必要ですか？

必要です。前年度に認定になっている方であっても、就学援助は自動継続されませんので、毎年申込みをする必要があります。

・どのように電子申請しますか？

就学援助お知らせに記載のQRコードまたは長崎市ホームページから電子申請のページを開くことができます。

※「長崎市　就学援助」で検索し、申請方法の欄を確認してください。

ご不明な点等ございましたら、教育委員会総務課へお問い合わせください。

・電子申請ができません。

　入力内容に誤りや不備がある場合は、申し込み確認画面で不備の箇所が赤色のラインで表示されますので、エラーが出た個所を修正してください。

その他ご不明な点がございましたら、教育委員会総務課へご連絡ください。インターネット環境がない場合や日本語での申請が難しい場合は紙の申請書を配布します。

・添付書類はどのように提出しますか？

電子申請の中で、写真等を添付するため、申請前に書類を揃えてから申請をしてください。事前に撮影した写真やPDF等の選択または申請フォーム入力中の写真撮影で添付することができます。

・申請書はどこでもらえますか？

当初申請の場合は、原則電子申請となります。それ以降の申請も電子申請となりますが、別の申請フォームからの電子申請となります。（QRコードが異なります）

・4月から新小学1年生となるため、新入学用品費の申請を11月～1月にしましたが、再度申請する必要はありますか？

　　必要です。11月～1月の申請は新入学用品費のみ（入学前支給）の申請となりますので、新たに申請する必要があります。

・申請者は世帯主でなくてもいいですか？

児童生徒の保護者であれば構いません。ただし、口座名義人と申請者は一致させてください。

・登録したメールアドレスに申請用のURLが届きません。

　メールアドレスに誤りがないか、迷惑メールに届いていないかをご確認ください。

また、すでに長崎市電子申請サービスの登録をされている方で、「利用者登録せずに申し込む方はこちら」からメールアドレスを入力している場合は、エラーとなりますので、「既に利用者登録がお済みの方」から手続きをしてください。

　※上記の方法を確認後、原因が不明な場合は下記へお問い合わせください。

　【システム操作に関する】お問合わせヘルプデスク

固定電話ヘルプデスク

ＴＥＬ :０１２０－４６４－１１９（フリーダイヤル）

（平日 ９：００～１７：００ 年末年始除く）

携帯電話ヘルプデスク

ＴＥＬ :０５７０－０４１－００１（有料）

（平日 ９：００～１７：００ 年末年始除く）

・申請期限を過ぎても申請はできますか？

就学援助は随時申請を受け付けています。年度途中で援助が必要になった場合も電子申請をしてください。ただし、提出日ごとに認定月が決まりますので、早めの申請をお願いします。

・兄弟がいる場合は、それぞれ申請が必要ですか？

必要ありません。４月認定となる当初申請の場合は、電子申請のためすべてのお子様の申請をまとめて１回で申請してください。（新１年生も含めた小中学校に通われるすべてのお子様を、電子申請の児童生徒欄へ入力します。）

・祖父母と同居していますが、世帯は分けています。申請する世帯員に含める必要がありますか？

就学援助の「世帯」とは、住民票に記載されている世帯員及び同一住所の世帯員をいいます。住民票の世帯を別にしていても、同じ家に住んでいる場合は同一世帯とみなすため、申請する世帯員に含めてください。

ただし、単身赴任の場合等、例外的に同一住所でなくても同一世帯とみなします。

・離婚調停中の配偶者がいますが、同一世帯として審査の対象になりますか？

離婚調停中や裁判中であることが確認できる書類（裁判所からの文書、事件係属証明書など）

があれば、別の世帯とみなせる場合があります。詳しくは教育委員会までお問い合せください。

・所得基準額の所得は、源泉徴収票や確定申告書のどこで確認ができますか？

給与所得者の場合→令和６年分源泉徴収票　…　給与所得控除後の金額

令和７年度市民税・県民税税額通知書　…　総所得金額

自営業者等の場合→令和６年度所得税確定申告書の控（第一表）　…　⑫所得金額等の合計

※世帯員全員の令和6年の所得額の合計額と比較してください。

・国民年金掛金の減免は、令和7年7月から令和8年6月分の免除のものに限るとなっている

が、申請時点で決定通知がありません。どうしたらよいですか？

国民年金掛金の減免を申請予定の場合は、令和6年7月～令和7年6月の通知を添付して申請をしてください。※申請予定での申請は、前年に減免を受けている方に限ります。

6月末の決定までに、令和7年7月以降の国民年金掛金減免承認通知書の提出がなく、所得審査（31）で認定されなかった場合は、一度不承認通知を送付することになります。ただし、就学援助決定後、国民年金掛金減免通知書がお手元に届きましたら、再度審査しますので、教育委員会へご連絡ください。

・通学費はどのような条件を満たせば受給できますか？

下記の要件のいずれかに該当する場合に受給ができます。

【通学費の支給要件】

1.自宅と学校（市立指定校に限る）の距離が小学校4km、中学校6km以上で公共交通機関で通学する場合

2.特別支援学級（通級指導教室を除く）に在籍し、公共交通機関で通学する

・子どもが特別支援学級に在籍しており、特別支援教育就学奨励費の申請を予定しています。就

学援助の申請はできますか？

可能です。ただし、併給はできないため、援助額の多い就学援助を優先します。なお、特別支援学級に在籍し自家用車で通学する児童生徒または通級指導教室を利用する児童生徒については、交通費が特別支援教育就学奨励費から支給されます。※その場合は別途特別支援教育就学奨励費の申請が必要です。

**申請後について**

・返却された申請を、修正して再度送信する方法を知りたい。

返却メールに添付されているURLから、申請完了時に送付されたメールに記載の整理番号・パスワードを入力して、修正をしてください。

https://s-kantan.jp/city-nagasaki-u/inquiry/inquiry\_initDisplay.action

・申込みのあとに世帯の状況が変わりました。何か手続きは必要ですか？

世帯員の変更や転居・転校等、状況が変化した場合には再申請が必要となることがありますので、教育委員会へお問い合わせください。

**審査について**

・審査結果は非認定でしたが、年度途中に家計が急変した場合は再度申込みできますか？

年度途中で失業や離婚等により家計が急変した方は、再申請できる場合があります。詳しくは長崎市HPでご確認ください。

**支給について**

・修学旅行費の上限額はいくらですか？

（R6年の上限額です。上限額は変更になる場合がございます。）
離島の小学校：28,800円　　　　離島以外の小学校：28,300円

離島の中学校：63,000円　　　　離島以外の中学校：60,000円

・就学援助の申請をしましたが、給食費の請求が来ました(口座から引き落とされました)。給食費

は払う必要がありますか？
認定が決定するまで給食費を支払わなければなりません。ただし、就学援助が決定した場合は、10月頃健康教育課より就学援助の口座に返金があります。

・昨年度から就学援助を受けていますが、昨年度の認定期間が3月31日で終わっています。4月

1日から今年度の認定が決まる7月まで、給食費は支払わないといけませんか？

昨年度就学援助を受けていて、今年度の就学援助を申請された方は、審査結果が出るまで給食費はお支払いください。認定された場合は、10月頃に健康教育課より就学援助で使用の口座へ返金されます。